

## 中間状況調査実施要領

### (目的)

第1条 この実施要領は、財務部契約課が請負契約する工事において、工事等検査規則（平成19年横須賀市規則第24号）第12条（第2項第2号を除く。）に基づき、大規模工事又は重要構造物等工事のうち完成時に不可視となる部分がある工事に対し、施工中の段階において施工体制、進捗状況、施工技術など工事全般について中間状況調査を実施することにより、品質確保を図るとともに疎漏工事を防止することを目的として定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 中間状況調査の対象工事は、次の各号に掲げる工事を対象とする。

(1) 大規模工事

原則として、予定価格金額1億円以上の請負工事

(2) 重要構造物等工事

橋梁上部工（支間長5m以上）、橋梁下部工の杭基礎、トンネル、シールド、港湾施設のケーソン構造物、建築物の杭基礎等の工事で、完成検査時において出来形の確認が困難な工事

(3) その他、建設部土木計画課長（以下「土木計画課長」という。）が必要と認める工事

### (調査の時期)

第3条 調査の実施時期は、工事の進捗が概ね20%～50%の範囲で出来形部分検査、完成検査の時期及び当該工事の工種を考慮し、施工上の各工程の重要な変化点等で行うこととする。

2 実施回数は、原則として工事期間中1回行うものとする。ただし、工事の重要度に応じて実施回数を増すものとする。

### (調査の依頼)

第4条 工事主管課長は、大規模及び重要構造物等の工事が施工上、重要な変化点等に達し、中間状況調査が必要になったときは、速やかに中間状況調査依頼書（第1号様式）により、土木計画課長に調査を依頼しなければならない。

2 工事主管課において、調査依頼工事が前項の重要構造物等の工事に該当するかどうか、判断し難いときは、土木計画課長と協議するものとする。

### (検査員)

第5条 土木計画課長は、工事主管課長から調査の依頼を受けたときは、速やかに検査員を指名し、調査を行わせるものとする。

### (調査の実施方法)

第6条 検査員は、契約者及び工事主管課の立会いのうえ、調査を行うものとする。

2 調査を行う範囲は、次のとおりとする。

(1) 工事の施工体制、配置技術者等、工程管理、施工状況、安全管理等の状況確認

(2) 完成時において、不可視になる部分の出来形及び品質の確認

(3) その他必要と認めるもの

(出来形部分検査及び完成検査との関係)

第7条 中間状況調査で確認した出来形部分等については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、出来形部分検査及び完成検査時の確認を省略することができる。

2 中間状況調査で確認した出来形部分は、部分払いの対象としないものとする。

3 中間状況調査と出来形部分検査が同時期になる場合は、中間状況調査を省略することができるものとする。

(調査の報告等)

第8条 検査員は、調査の結果を中間状況調査報告書(第2号様式)により土木計画課長に報告するものとする。

2 土木計画課長は、前項の規定による調査結果を工事主管部長等に通知するものとする。

(その他の事項)

第9条 この実施要領により実施し難い場合は、実施方法等について、土木計画課長と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。